

令和6年3月13日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積依頼であり、有効な見積書をもっても申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	空気環境測定	陸上自衛隊善通寺駐屯地	6.4.1~7.3.31	6.3.13	6.3.19 10時00分	6.3.19 10時00分	なし	総額
		—	以下余白	—				

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒765-0002
香川県善通寺市南町2-1-1
契約機関名(担当) 第348会計隊契約班(金澤)
電話番号(内線)0877-62-2311(2645)

見 積 書

件名リスト一連番号

1

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	空気環境測定	仕様書のとおり	ST	1		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
納 入 場 所	陸上自衛隊 善通寺駐屯地		納 期	令和6年3月29日		
落 札 方 法	総品目総額		見 積 書 有 効 期 間			
契 約 保 証 金	免 除					

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年3月19日

分任契約担当官

陸上自衛隊善通寺駐屯地

第348会計隊長 佐藤 康平 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

Ⓜ

市 価 調 査 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	空気環境測定	仕様書のとおり	ST	1		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
納 入 場 所		陸上自衛隊 善通寺駐屯地	納 期		令和6年3月29日	
落 札 方 法		総品目総額				

令和6年3月18日

分任契約担当官
陸上自衛隊善通寺駐屯地
第348会計隊長 佐藤 康平 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

(印)

仕 様 書

1 件 名

建築物環境衛生管理（部外委託）

2 役務内容

空気環境測定

3 適応範囲

この仕様書は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用をうける陸上自衛隊善通寺駐屯地の建築物に対して、部外委託による環境衛生維持管理において適用する。

4 該当建築物等（2棟）

- (1) 建築物名称 : 290号庁舎
用途 : 庁舎
階数 : 3（エレベーターなし）
延べ面積（㎡） : 3,879
ポイント数 : 7（外気（地上）含む）
- (2) 建物名称 : 300号庁隊舎
用途 : 庁隊舎
階数 : 5（エレベーターあり）
延べ面積（㎡） : 9,079
ポイント数 : 9
- (3) 報告書作成

5 測定基準

年6回（2ヶ月／1回）

6 清 算

実施月の請求書が発生したのち

（2棟の測定費用と報告書の作成を合わせた金額）

7 建築物環境衛生管理（部外委託）

(1) 委託内容

陸上自衛隊善通寺駐屯地の建築物に対する建築物環境衛生の維持・管理（「建築

物環境衛生管理技術者」の業務及び「特定建築物についての届出」を含む。）

(2) 対象建築物

陸上自衛隊善通寺駐屯地の建築物のうち、「建築物における衛生的環境に関する法律施行令」において定めるもの。

(3) 測定項目及び方法

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」において定めるもの。

(4) 検査結果の報告

受託業者は、測定結果の保全に万全を期するとともに、測定終了後14日以内に環境衛生官に対し、建築物環境衛生管理報告書（様式随意）にて報告する。

8 特記事項

(1) 実施時期

建築物環境衛生管理を実施するにあたり、測定項目・実施時期・日時・場所等を記載した計画書及び駐屯地に立ち入る測定者名簿を事前に提出するとともに、細部については官側と事前協議を行うものとする。

(2) 測定機器及び消耗品等

測定に必要な器材及び消耗品等については、請負業者の負担とする。

(3) トラブル発生時の処置

契約内容不履行が原因のトラブルが発生した場合には、請負業者の責任において処置することとする。責任の所在が不明確なトラブルが発生した場合は、官側と協議の上、両方で処置するものとする。

(4) 保全

請負業者は、本役務の実施によって知り得た内容に関して、官側の許可なく漏洩してはならない。

(5) 測定について

施行規則に則り実施するものとする。届出の対象となる建築物環境衛生管理技術者は、測定を実施した特定建築物について現地確認するものとする。

9 その他

細部不明な点については、契約担当官又は業務隊衛生科担当者に連絡するものとする。